

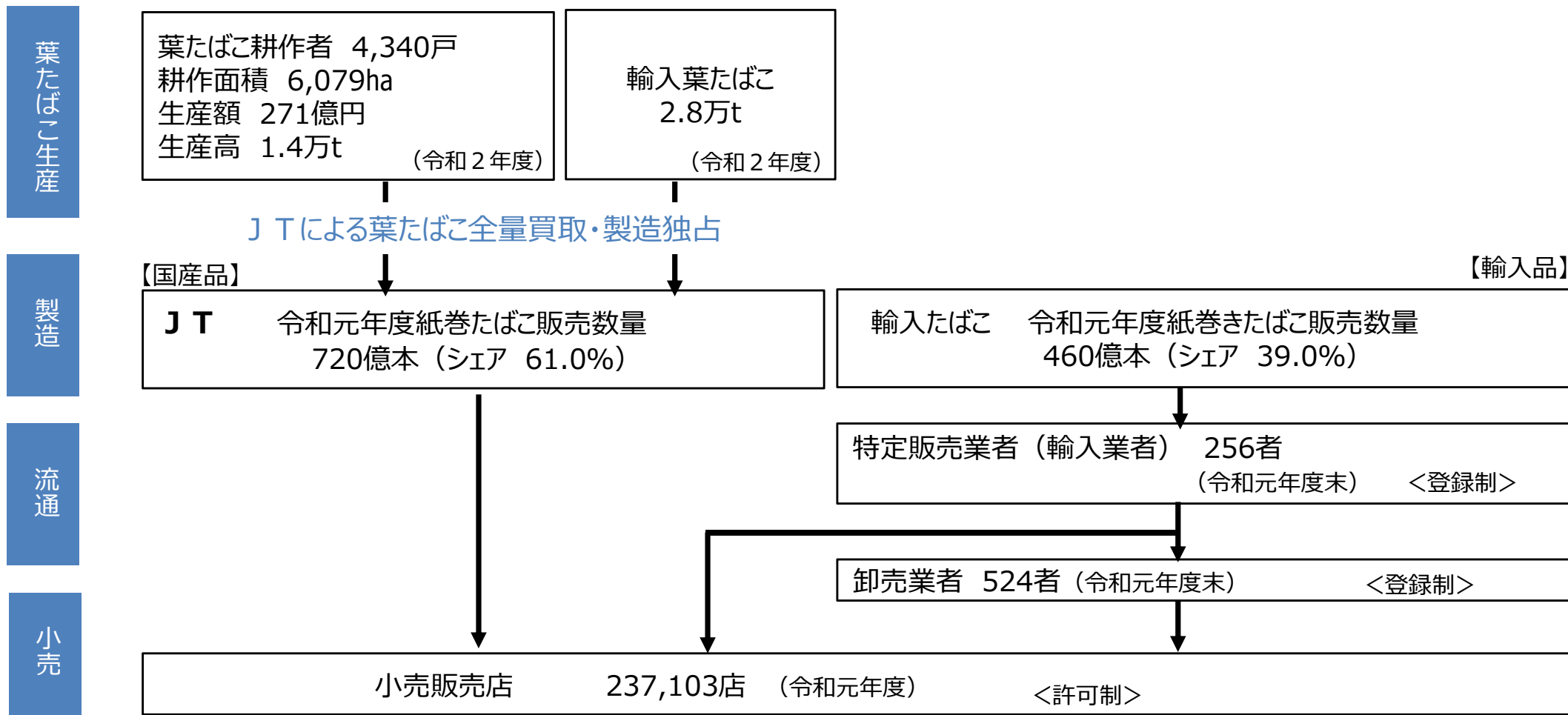
たばこ・塩を巡る最近の諸情勢について

令和3年4月23日
財務省理財局

たばこ事業の全体像

- 我が国のたばこ事業は、専売制度改革時（昭和60年）に制定された「たばこ事業法」に基づき、各種の制度により規制。
 - ・ **国内製造** J T（日本たばこ産業株式会社）に「**国産葉たばこの全量買取契約**」を求める一方で「**国内製造独占**」を付与
 - ・ **輸入・流通** 輸入業者（特定販売業者）、卸売業者の**登録制**
 - ・ **販売** 小売販売業の許可制（距離制限を含む）
- これら規制の下、J Tが国産葉たばこ等を使用して製造した国産たばこと、輸入業者が輸入した輸入たばこが小売販売店で販売。

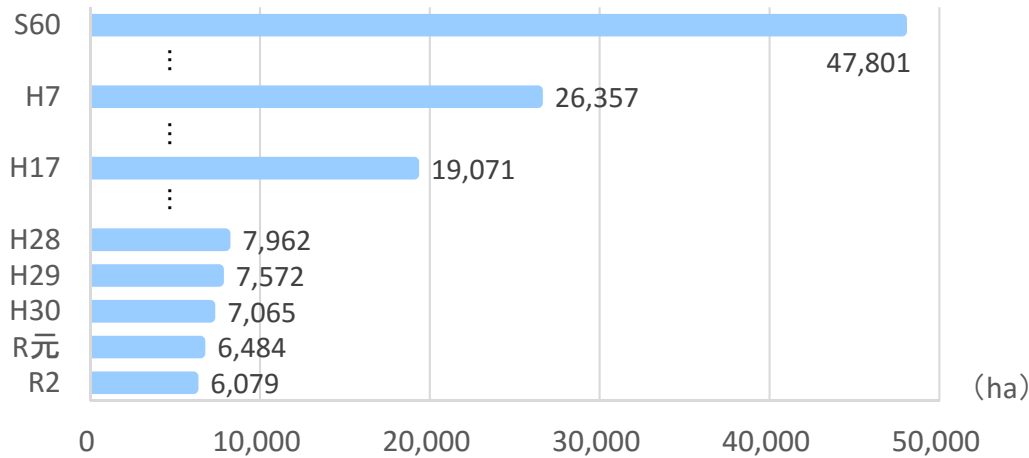
日本におけるたばこ産業の概観



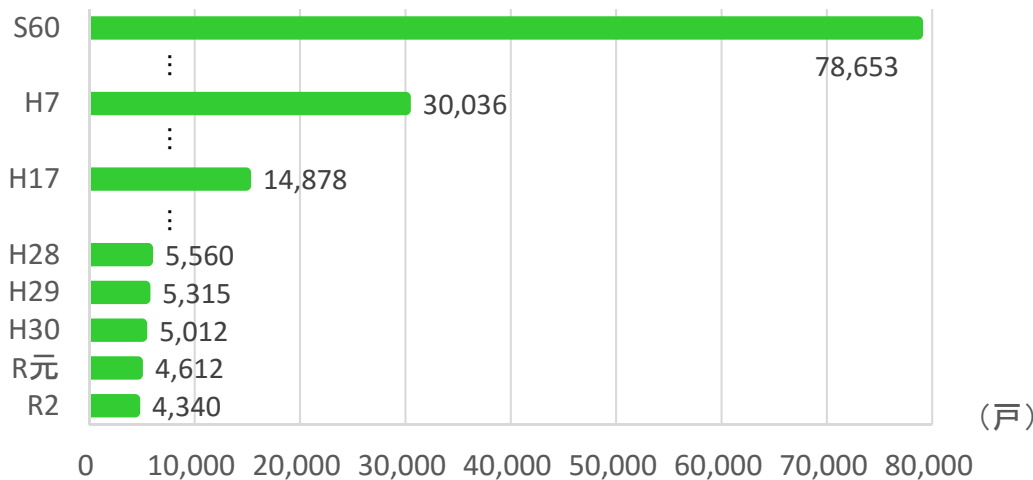
葉たばこ農家の作付面積、戸数等の推移

- 葉たばこ農家の作付面積、農家戸数、生産額については、いずれも減少傾向が継続。
- 一戸当たり生産額は、生産の効率化等により、増加傾向が継続していたものの、近年はほぼ横ばい。

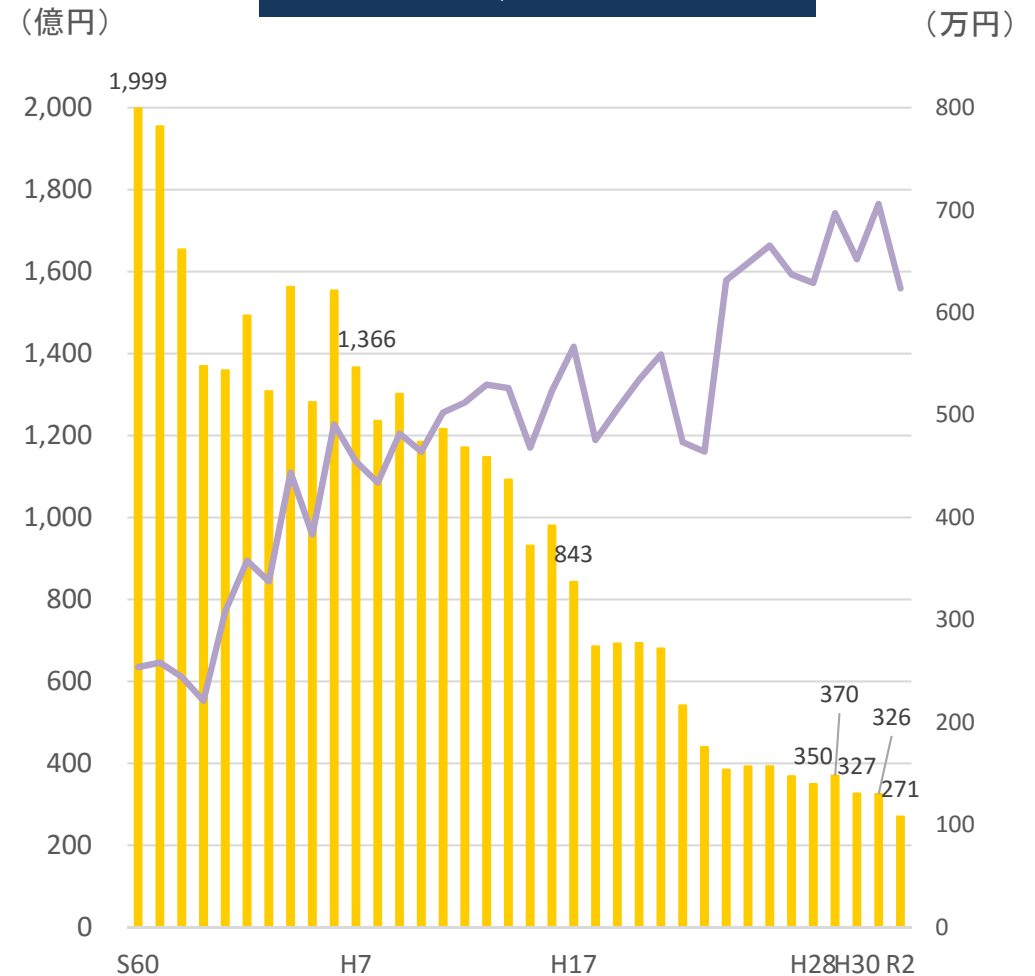
作付面積



農家戸数



生産額・一戸当たり生産額



(注) 全国たばこ耕作組合中央会資料をもとに作成。

日本たばこ産業株式会社（JT）について

- たばこ事業法に基づき、我が国における「製造たばこ」の製造はJTが独占。
- JTは、たばこ事業法及びJT法に基づき事業を実施。政府は、JT法に基づき、発行済株式総数の1/3超を保有。
- JTの約2兆円の売上収益のうち、たばこ事業が約9割を占め、海外たばこ事業が6割、国内たばこ事業が3割。

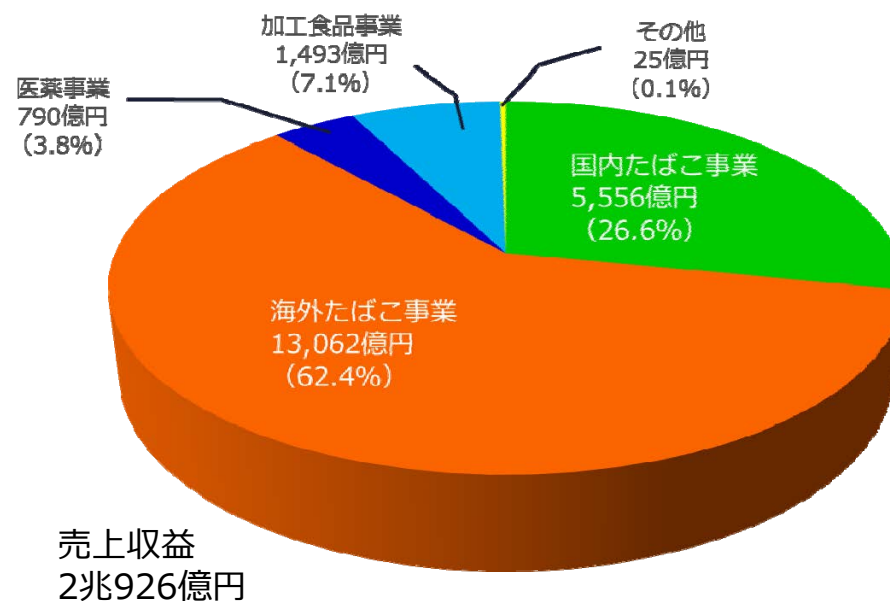
日本たばこ産業株式会社（JT）の概要

- ◇ 根拠法：日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）
- ◇ 設立年月日：昭和60年4月1日
（日本専売公社の設立は昭和24年6月1日）
- ◇ 資本金：1,000億円
- ◇ 発行済株式総数：20億株
- ◇ 代表取締役社長：寺島 正道

JTに関する主な規制

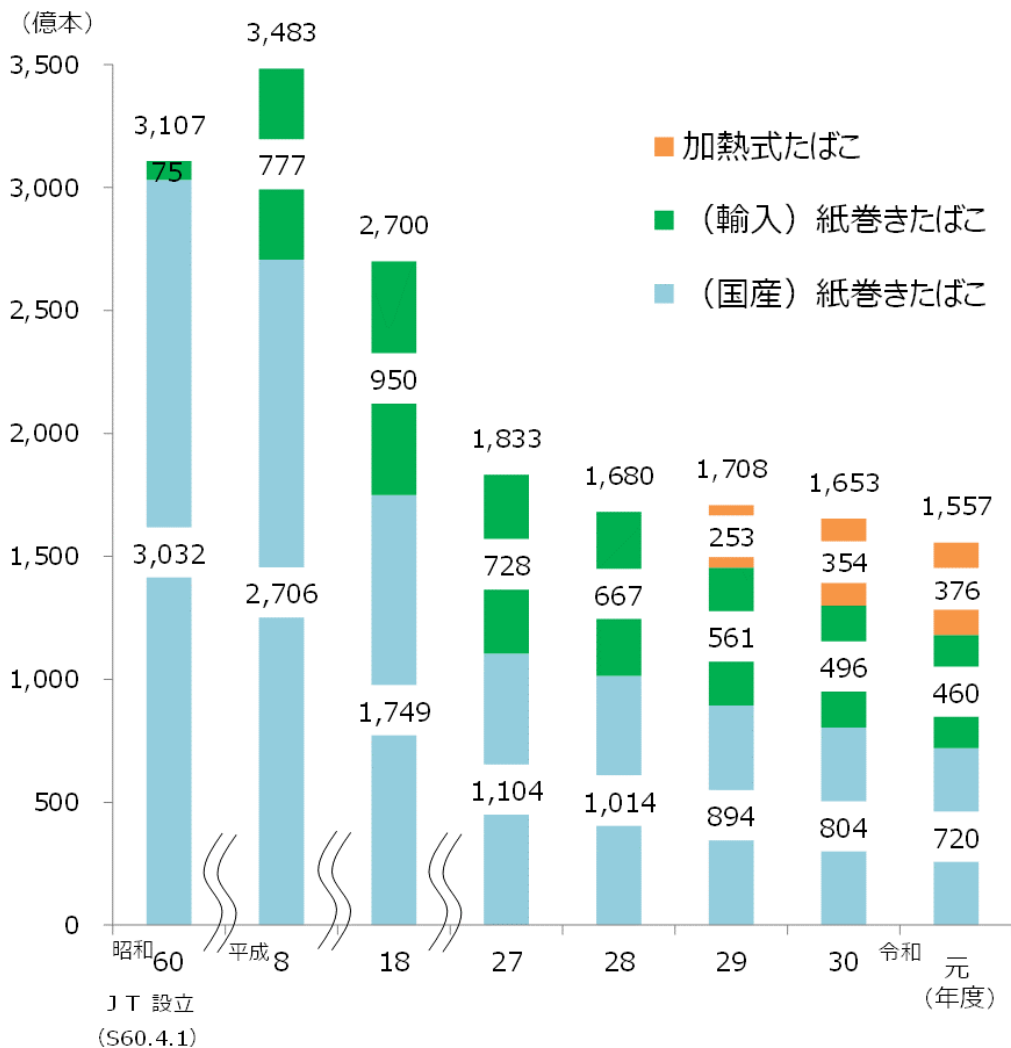
- ◇ たばこ事業法
 - ・ 国産葉たばこの全量買取契約
 - ・ 製造独占 等
- ◇ 日本たばこ産業株式会社法（JT法）
 - ・ 政府による株式保有義務（発行済株式総数の1/3超）
 - ・ 事業の範囲を製造たばこの製造、附属事業、目的達成事業に限定
 - ・ 財務大臣の認可事項
 - 取締役等の選任等の決議
 - 定款の変更、剰余金の処分等の決議
 - 事業計画の策定・変更 等

JTの事業構成（令和2年度）



製造たばこ（紙巻・加熱式）の販売数量の推移と主な銘柄の価格

- 紙巻たばこの販売数量は平成8年をピークに減少傾向が続いており、近年においては、加熱式たばこを加えると概ね横ばいで推移。
- 製造たばこの小売定価は、たばこ事業法に基づき、財務大臣が認可。



社名	主な銘柄の価格
日本たばこ産業株式会社 (JT)	<ul style="list-style-type: none"> ● メビウス：540円 ● セブンスター、ピース：560円 ● ウINSTON：500円 ● メビウス・ブルーム・エス（加熱式）：540円
フィリップ モリス ジャパン合同会社 (PMJ)	<ul style="list-style-type: none"> ● マールボロ：570円 ● ラーク：500円 ● パーラメント100ボックス：580円 ● マールボロ・ヒートスティック（加熱式）：550円
ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社 (BATJ)	<ul style="list-style-type: none"> ● ケント：500円 ● クール：530円 ● ラッキーストライク：560円 ● ネオ・glo hyper用（加熱式）：500円

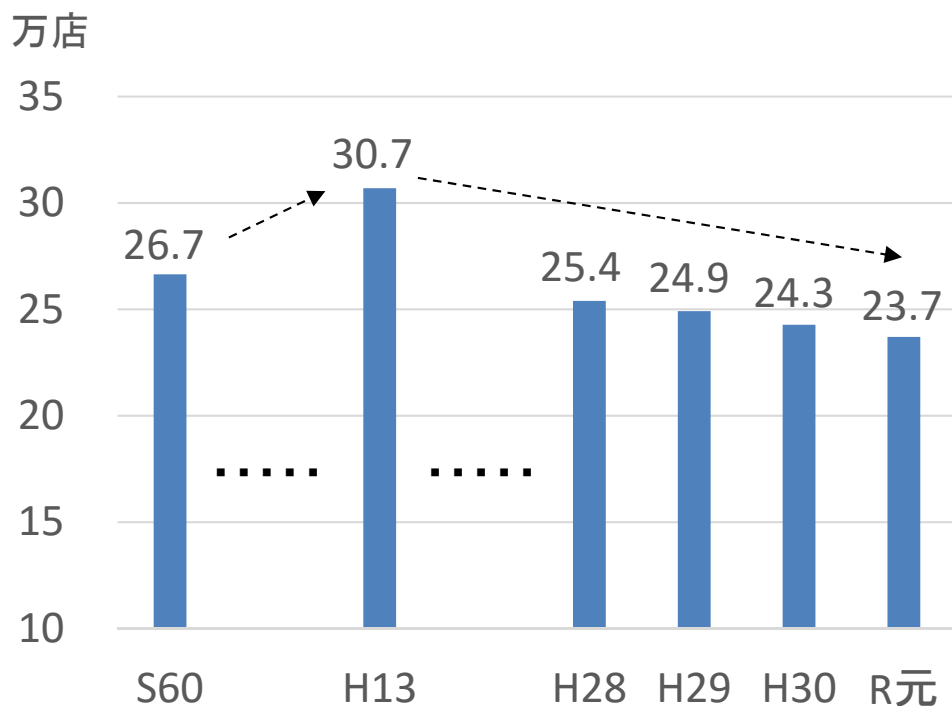
令和3年4月23日現在

(注) 一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成。加熱式たばこの販売数量については財務省調べ。
 (参考) 令和元年度における紙巻たばこ及び加熱式たばこの販売に占める加熱式たばこのシェアは、約24% (推計値)。

たばこ小売店数の推移等について

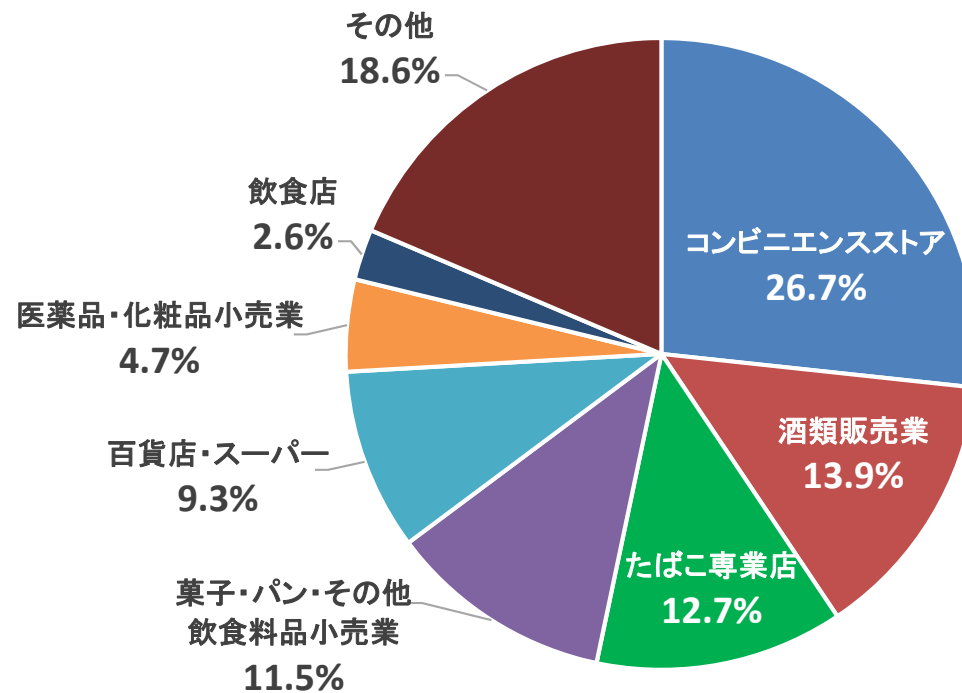
- 近年の小売店数は、廃業店数が新規店数を上回って推移していることから、減少傾向が継続。
 (参考) たばこ事業法により、小売販売業を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受けることが必要。
 その際、最寄りの既設営業所(小売店)との距離が一定(地域等に応じ、25m~300m)に達していることが必要。
- 営業形態は、コンビニの割合が26.7%と最も高く、次いで酒類販売業が13.9%、たばこ専門店が12.7%。

たばこ小売店数の推移



(注1)小売店数は、各年度末現在。
 (注2)廃業件数は、廃止届出書の提出があった件数のほか、許可取消件数、許可期間満了件数を含む。

営業形態の構成比率



(注)令和元年度たばこ小売販売業調査
 全国(沖縄除く)のたばこ小売店の中から無作為抽出により
 4,500店を調査対象とし、2,575店から回答を得たもの。

注意文言表示規制及び広告規制について

- たばこ事業法においては、製造たばこの消費と健康等の観点から以下を規制。
 - ・ J Tや輸入業者に対し、喫煙と健康の関係に関する注意文言のパッケージへの表示を義務付ける（注意文言表示規制）
 - ・ 広告を行う者に対し、未成年者喫煙防止や健康との関係に配慮するとともに、過度な広告とならないよう求める。併せて、広告を行う際の指針を示す（広告規制）

注意文言表示規制

- ・ 喫煙が本人と周囲の者の健康にリスクがあることを踏まえ、個人が自己責任において喫煙を選択するか否か判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供。

(表面)

(裏面)

TOBACCO	TOBACCO LIGHTS	TOBACCO
望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法により、義務付けられています。	望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法により、義務付けられています。 <small>「LIGHTS」の名称は、健康への影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。</small>	20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

- ◆ 表示面積は主要面の50%。
- ◆ 「他者への影響」に関する注意文言を表面に、「未成年者の喫煙防止」等に関する注意文言を裏面に表示。

広告規制

広告指針

- ・ 広告の内容や媒体等広告方法別に制限が必要な事項について定める（喫煙を促進しない企業活動、マナー広告等は対象外）。
 - ◆ テレビ、ラジオ等における広告は、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わない。
 - ◆ 新聞、雑誌等における広告は、主に成人の読者を対象としたものに限定。
 - ◆ 広告中に、パッケージに表示する注意文言と同様の「未成年者の喫煙防止」「他者への影響」「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を表示。

業界自主規準

- ・ たばこ事業者で組織する（一社）日本たばこ協会において、広告指針を上回る自主的な制限に係る規準を定める。
 - ◆ テレビ、ラジオ等での製品広告は行わない。
 - ◆ 新聞、雑誌等については、統計調査で閲読者の90%以上が成人であるとの結果が得られているものに限定。
 - ◆ テレビで行うマナー広告について、特定のたばこ製品等のブランドを想起させる内容を含まない、たばこをふかした描写等を用いない等規制。

国際規制の動向について

たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約
WHO Framework Convention on Tobacco Control : FCTC



- たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康の改善を目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示等の規制について規定。
- 2003年5月、WHO総会で条約採択。日本は2004年6月に条約締結、その他英、仏、独、加、豪、中等182か国が締結。

条約のポイント

締約国は、以下に定める措置をとる。

- (1) たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置
- (2) 公共の場所でのたばこの煙にさらされることからの保護を定める措置
- (3) たばこ製品の含有物（情報開示を含む）に関する措置
- (4) たばこ製品の包装及びラベルに関する措置
- (5) たばこの広告、販売促進及び後援を禁止又は制限するための措置
- (6) たばこ製品のあらゆる形態の不法取引をなくすための措置
- (7) 未成年者に対するたばこ販売を禁止するための措置

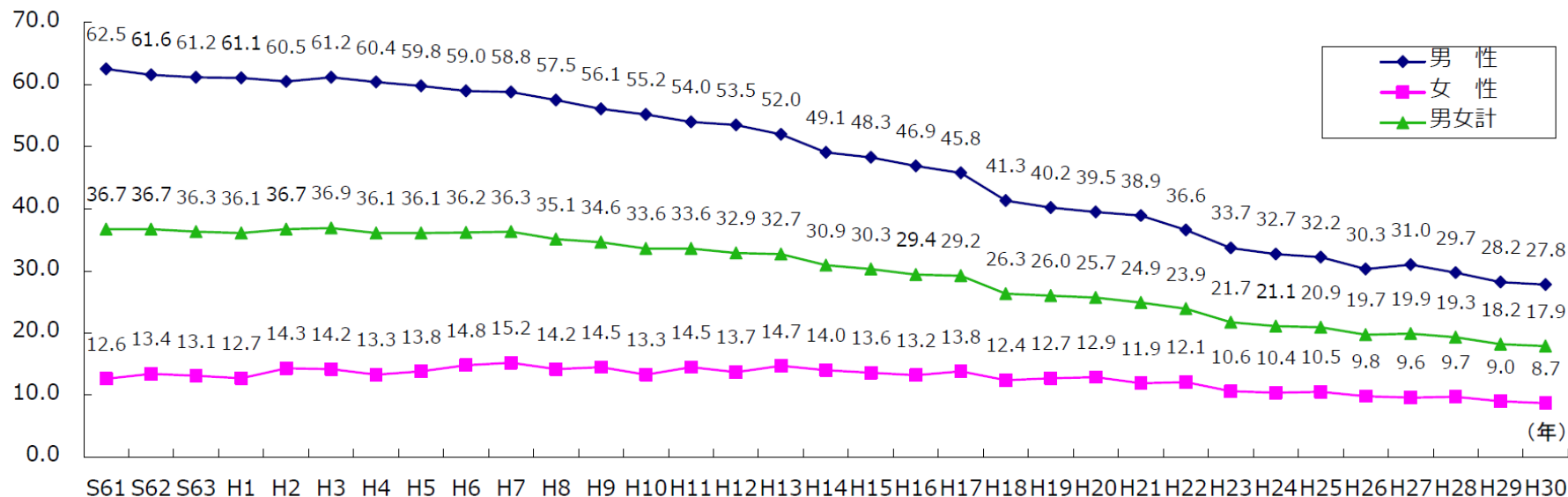
実績及び今後の予定

- これまでに締結国会合を計8回開催し、各分野における議定書及びガイドラインを策定。
- 第9回会合が、2021年11月に開催予定。
※当初、2020年に開催予定であったが、Covid-19のため1年延期
- 第9回会合以降に、国境を越える（ソーシャルメディア等上の）たばこの広告、販売促進及び後援に係るガイドライン等について議論される予定。

喫煙者率について

○ 我が国における喫煙者率は減少し続けている。

国内喫煙者率の推移



(注) 日本たばこ産業株式会社資料をもとに作成。

諸外国の喫煙者率

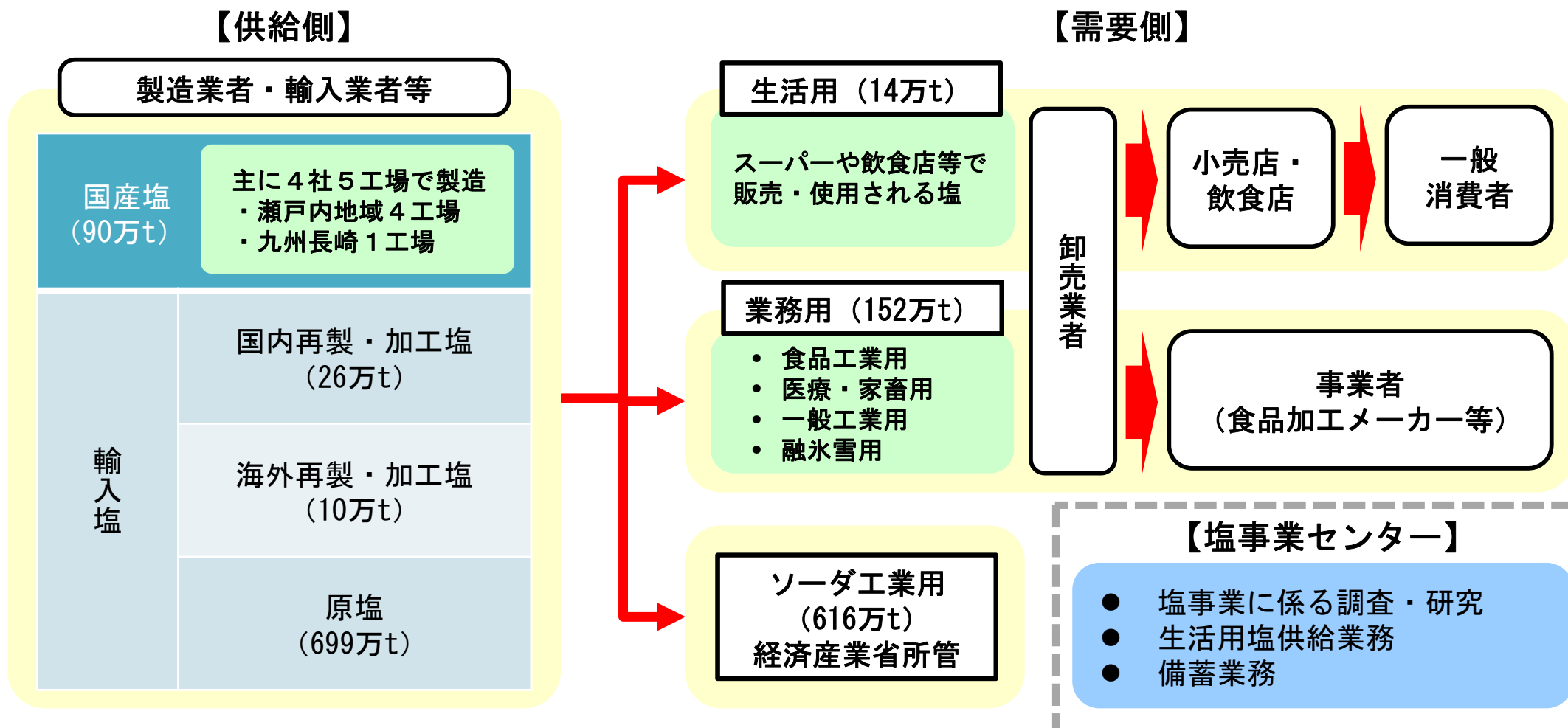
(単位: %)

	2017年			2018年		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
フランス	34.6	36.3	33.0	34.6	36.0	33.2
ロシア	28.4	41.4	15.5	28.3	40.9	15.7
ドイツ	28.4	30.4	26.3	28.0	29.9	26.0
米国	25.3	31.0	19.6	25.1	30.9	19.3
イタリア	23.5	27.3	19.7	23.4	27.1	19.6
英国	19.8	21.8	17.9	19.2	21.1	17.3
カナダ	18.3	23.6	13.0	17.5	22.7	12.4

(注) 世界保健機関 (WHO) 作成資料をもとに作成。

塩事業の全体像

- 我が国の塩は、海水を濃縮し煮詰めて製造した国産塩と輸入した原塩やそれを再製・加工したもの。
- これらが、生活用や業務用といった各分野に卸売業者等を通じて供給。
- 塩事業センターは、塩事業法に基づき指定され、塩の調査研究や緊急時に備えた備蓄等を実施。



(注) 数値は令和元年度の実績報告に基づき集計した値

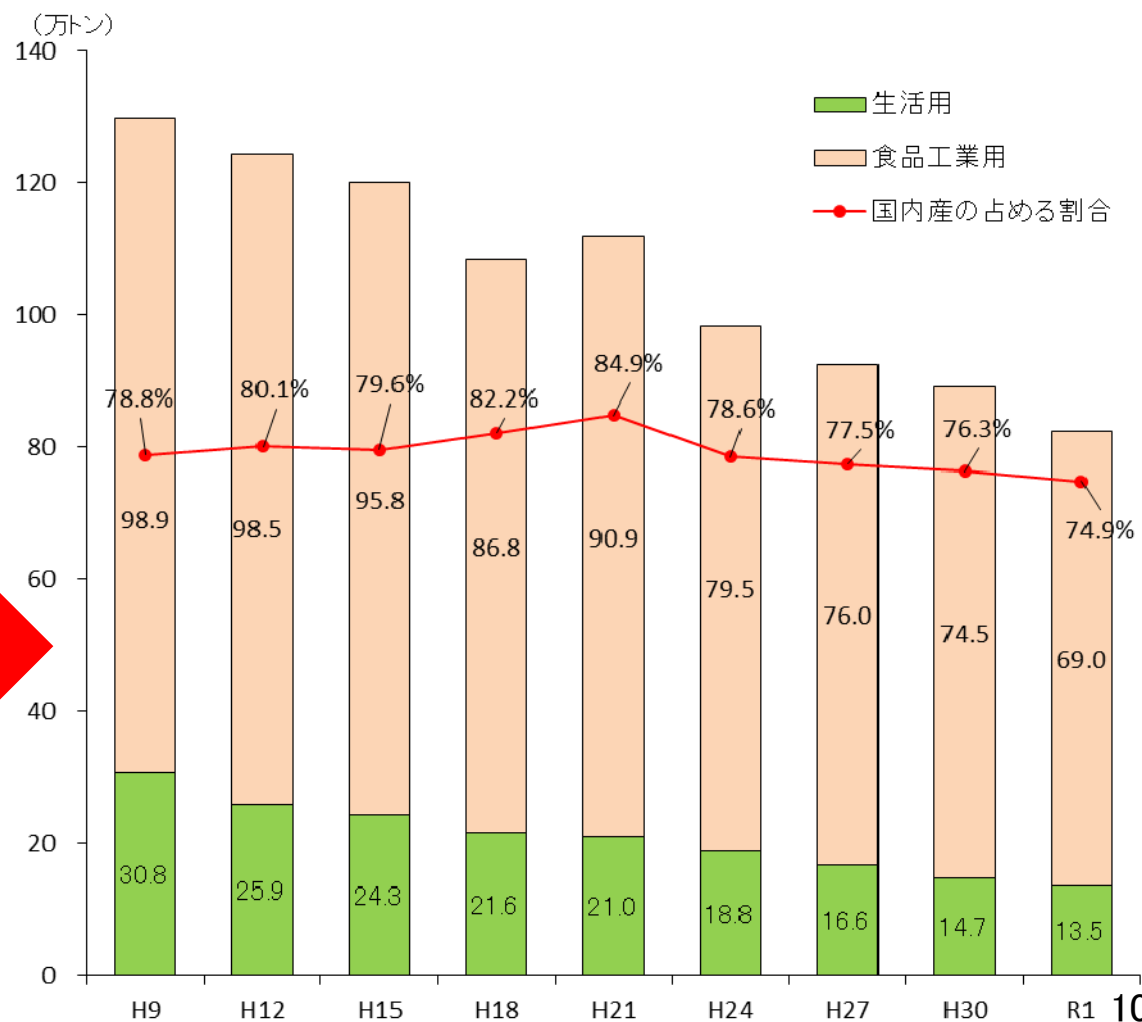
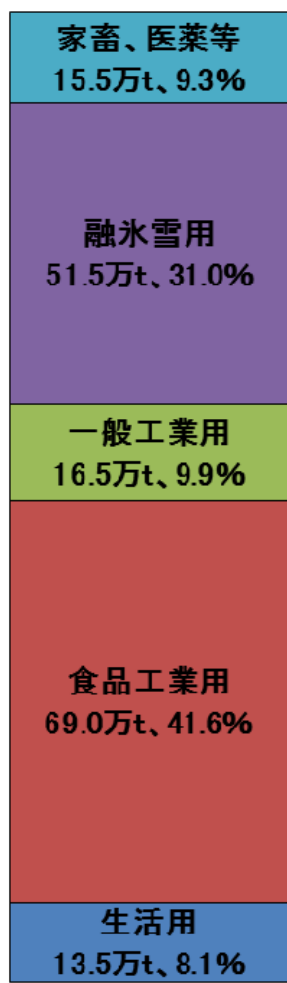
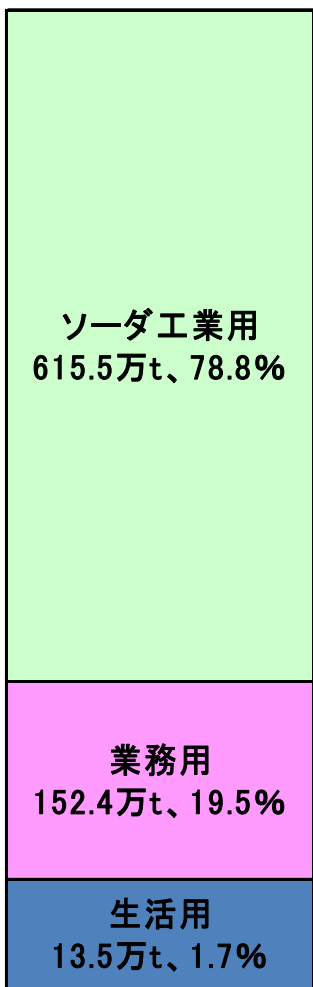
塩の需給状況

- 塩の需要は、概ね800万トン前後で推移。大半は、ソーダ工業用で需要の約8割。
- 生活用や業務用のうち食用の部分併せた食用塩の需要は、消費者の減塩志向等により、総じて減少傾向。なお、食用塩における国産塩の自給率は、例年、概ね8割程度で推移。

【令和元年度需要量】

【令和元年度需要量（生活用及び業務用）】

【食用塩（生活用及び食品工業用）需要量等の推移】



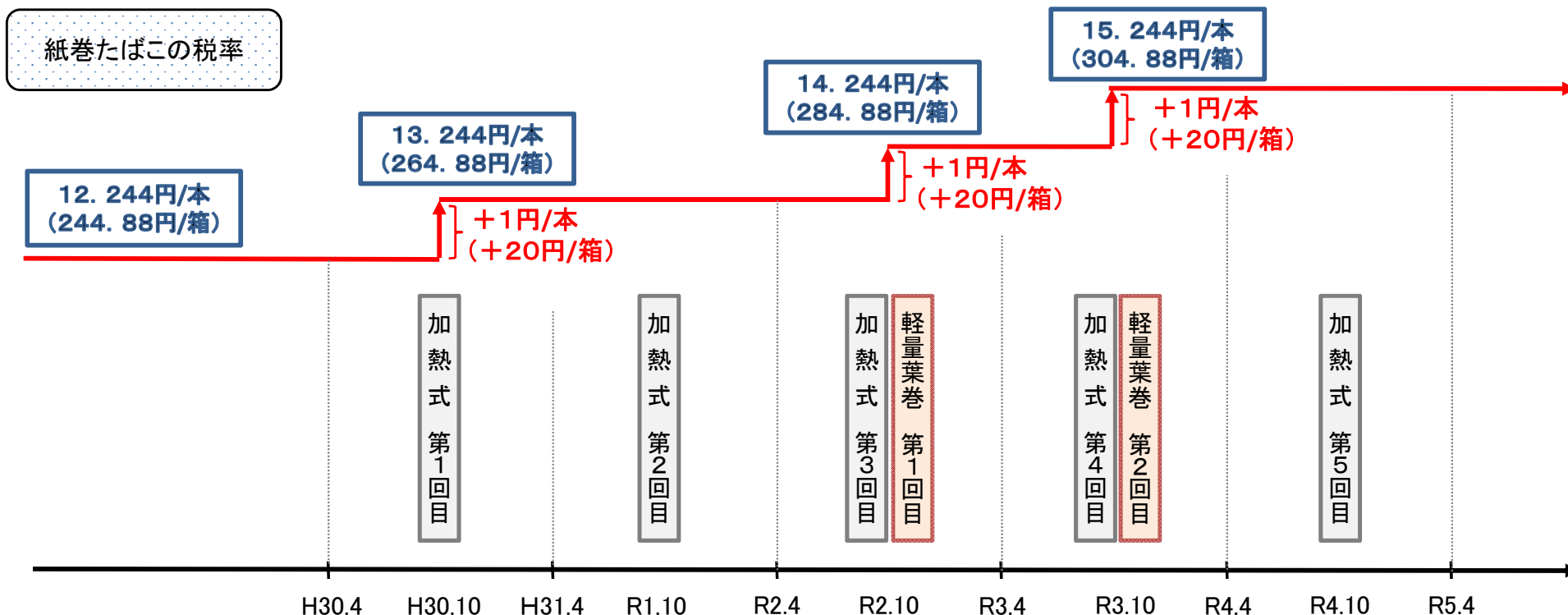
(注) 数値は令和元年度の実績報告に基づき集計した値

參考資料

たばこ税見直しについて

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直し等を実施。

- 税率の引上げは、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3段階で1本当たり1円ずつ、合計3円（1箱60円）の引上げを実施。 H30 改正
- 加熱式たばこや葉巻たばこについて、紙巻たばこと間の税負担水準の適正化を図る観点から、次の見直しを実施。
 - ・ 加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設した上で、課税方式を見直し（5段階で実施）。 H30 改正
 - ・ 1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばことの類似性を踏まえ、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定（2段階で実施）。 R2 改正



(備考)上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

関税及び国際交渉について

- 輸入紙巻たばこは、暫定税率により無税。
 - ・基本税率は、8.5% + 290.7円/千本
- 加熱式たばこの関税率は3.4%、輸入精製塩は、0.5円/kg。
- 紙巻きたばこ・加熱式たばこ等は韓国やヨーロッパからの、精製塩は中国からの輸入が、それぞれ大宗を占める。
- 貿易自由化の流れが強まる中、TPPや日EU・EPA等において、紙巻きたばこは無税（撤廃）、精製塩も10年後撤廃という結果になっている。

主なたばこ及び塩の輸出入状況

- 輸入実績（2020年）
 - ・紙巻きたばこ：①韓国（153億本、36%）
②セルビア（97億本、23%）
③ウクライナ（70億本、17%）
 - ・加熱式たばこ等：①イタリア（17,521トン、58%）
②韓国（5,331トン、18%）
③ギリシャ（3,642トン、12%）
 - ・精製塩：①中国（39,311トン、72%）
②オーストラリア（4,200トン、8%）
③オランダ（2,246トン、4%）
- 輸出実績（2020年）
 - 紙巻きたばこ：①香港（15億本、81%）
②シンガポール（1.3億本、7%）
③モンゴル（0.9億本、5%）

E P A 交渉等の結果及び現状

- TPP（2018年）
 - 紙巻きたばこ 即時撤廃
 - 加熱式たばこ 10年後撤廃
 - 精製塩 10年後撤廃
- 日EU（2019年）、日英（2021年）
 - 紙巻きたばこ 即時撤廃
 - 加熱式たばこ 5年後撤廃
 - 精製塩 10年後撤廃
- RCEP（2020年署名）
 - 紙巻きたばこ、加熱式たばこ、精製塩いずれも交渉対象外
- 日トルコ、日コロンビア、日中韓は現在交渉中

健康増進法の一部改正について

- 令和2年4月1日より、改正健康増進法が全面施行。
- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止。喫煙可能な設備を持った施設には、指定された標識の掲示が義務付け。

対象施設の類型及び対象標識

第一種施設

敷地内禁煙・・・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等
 ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙設備を設置することができる。（特定屋外喫煙場所：図）



（経過措置）

既存の経営規模の小さな飲食店については、経過措置として、喫煙可能な場所である旨を掲示（図）することにより、店内で喫煙可能。（個人又は中小企業が経営/客席面積100㎡以下）

第二種施設

原則屋内禁煙・・・第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設（事務所、工場、ホテル、飲食店等）
 ※経営判断により、「喫煙専用室（左図）」（喫煙のみ可）、
 「加熱式たばこ専用喫煙室（右図）」（飲食等も可）の設置が可能。



喫煙目的施設

喫煙可・・・たばこの対面販売をしている等の一定の条件を満たしたバーやスナック等（図）、たばこ販売店、公衆喫煙所。



- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。